

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月8日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

### 香川県公安委員会規則第1号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の分課)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 広聴・被害者支援課</u></p> <p><u>(3)～(8)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>広聴・被害者支援課</u>に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>4・5 略</p> <p>(総務課)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 広報に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2 取調べ監督室においては、<u>前項第10号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><u>(広聴・被害者支援課)</u></p> <p>第8条の2 <u>広聴・被害者支援課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 広聴に関すること。</u></p> <p><u>(2) 警察に対する苦情の受理に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(3) 相談の受理及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 警察音楽隊に関すること。</u></p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第3条 警務部に、次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(7)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>企画課</u>に、<u>文書室及び犯罪被害者支援室</u>を置く。</p> <p>4・5 略</p> <p>(総務課)</p> <p>第8条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>広聴及び広報</u>に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 警察に対する苦情の申出に関すること（第6号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>(11) 警察音楽隊に関すること。</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>2 取調べ監督室においては、<u>前項第12号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p>

- (5) 情報公開に関すること。
- (6) 個人情報の保護に関すること。
- (7) 犯罪被害者支援に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (8) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (9) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

2 犯罪被害者支援室においては、前項第7号から第9号までに掲げる事務をつかさどる。

(企画課)

第9条 略

(1)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

(監察課)

第11条 略

(1) 略

(2) 苦情の処理に関すること。

(3)～(5) 略

(広報官)

第42条 略

(企画課)

第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(9) 略

(10) 情報公開に関すること。

(11) 個人情報の保護に関すること。

(12) 略

(13) 犯罪被害者支援に関する企画、立案及び調整に関すること。

(14) 犯罪被害者等給付金に関すること。

(15) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

(16) 略

2 文書室においては、前項第5号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。

3 犯罪被害者支援室においては、第1項第13号から第15号までに掲げる事務をつかさどる。

(監察課)

第11条 監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2)～(4) 略

(広報官)

第42条 略

2 広報官は、上司の命を受け、第8条第1項第8号に掲げる事務のほか、部の所掌事務のうち特定の事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(監察官)

第43条 略

2 監察官は、上司の命を受け、第11条各号（第4号を除く。）に掲げる事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

2 広報官は、上司の命を受け、第8条第1項第8号、第10号及び第11号に掲げる事務を掌理する。

(監察官)

第43条 略

2 監察官は、上司の命を受け、第11条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(香川県公安委員会文書規則の一部改正)

2 香川県公安委員会文書規則（平成12年香川県公安委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 規則、告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県公安委員会」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部企画課</u>に備付けの別記様式第10号の規則・告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公示等の方法)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県報に登載する必要がある文書は、決裁終了後、<u>香川県警察本部警務部企画課</u>において所定の手続をしなければならない。</p>	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1) 規則、告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県公安委員会」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部企画課文書室</u>に備付けの別記様式第10号の規則・告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公示等の方法)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県報に登載する必要がある文書は、決裁終了後、<u>香川県警察本部警務部企画課文書室</u>において所定の手続をしなければならない。</p>